

## 定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、下記のとおり監査の結果を公表します。

令和4年11月25日

香美市監査委員	岩 崎 昭 雄
香美市監査委員	横 谷 勝 正
香美市監査委員	比与森 光 俊

### 記

#### 1 監査に準拠している旨

香美市監査基準（令和2年香美市監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

#### 2 監査の種類

定期監査（地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査)

#### 3 監査の対象

税務収納課、市民保険課、会計課、総務課、繁藤出張所、選挙管理委員会  
ふれあい交流センター、監査委員事務局

#### 4 監査の実施場所・日程

香美市役所 本庁舎 5 F 監査委員事務局・令和4年11月14日～16日

#### 5 監査の着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行が法令に適合し正確かつ効率的に執行されているか、経済性、有効性の観点にも留意して実施した。

#### 6 監査の実施内容

契約書等関係書類の提出を求め、関係法令及び予算に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかについて関係書類を照合検査するとともに、職員からの説明を受けた。

#### 7 監査の結果

一部で改善又は注意を要する事項が見受けられたが、概ね良好に処理されているものと認める。

## 8 監査の意見

- (1) 随意契約の設計書の積算根拠に不明瞭なものがあり、契約金額が妥当であるかを判断しにくいものがあった。(総務課)